

大田市告示第51号

大田市建築物省エネ法関係認定実施要綱（平成28年大田市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大田市長 楫野弘和

第1条中「規則」を「省令」に改める。

第2条第4号中「機関を」を「登録住宅性能評価機関を」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「規則」を「省令」に改め、同条第1号イ中「4」を「5」に、「5」を「6」に改め、同条第2号イ中「適合判定を」を「適合性判定を」に、「適合判定通知書」を「適合性判定通知書」に改め、同号ウ中「規則」を「省令」に改める。

第5条中「規則」を「省令」に改める。

附 則

この告示は、令和5年3月31日から施行する。